

森林吸収プロジェクト(R001～R003)の認証基準について① (対象となるプロジェクトの種類)

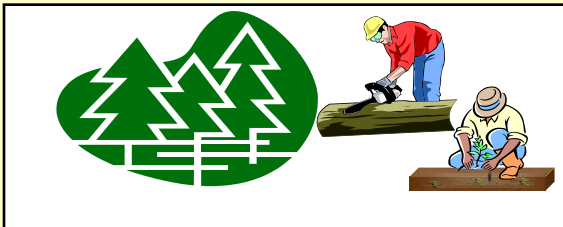
(1) 森林経営プロジェクト

① 間伐促進型：京都議定書の吸収量(3.8%)確保を目指し、間伐の集中的な推進が目的



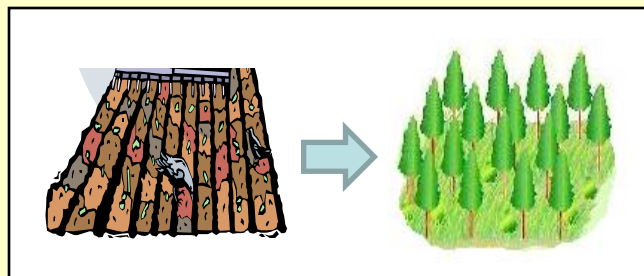
- ・森林法の森林計画区に係る私有林、又は国有林で森林計画区に係る森林
- ・**2007年度以降に間伐を行った面積が対象**
- ・間伐等の施業が森林施業計画・森林経営計画に適合していること
- ・間伐方法は市町村森林整備計画等に定められた方法であること
- ・対象地で主伐・土地転用を行うとクレジットは発行されない

② 持続可能な森林経営促進型：継続的な森林施業による長期的なCO₂吸収量の確保が目的



- ・森林法の森林計画区に係る私有林、又は国有林で森林計画区に係る森林
- ・**1990年度以降に間伐・主伐・植栽を行った面積が対象**
- ・主伐を含む施業が森林施業計画・森林経営計画に適合していること
- ・クレジット発行対象期間内に間伐及び主伐を行うこと
- ・対象地で主伐を行うと伐採量に応じてCO₂が排出されたとみなす
- ・対象地で土地転用を行うとクレジットは発行されない

(2) 植林プロジェクト

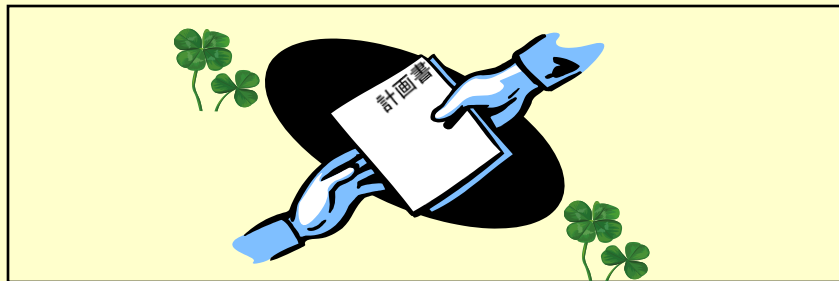


- ・2008年4月1日に森林法に定める森林計画対象森林でなく、かつ京都議定書上の森林の定義を満たしていなかった森林
- ・**2008年度以降に植林を行った面積が対象**
- ・森林計画対象森林に含まれるための必要な措置がとられている、又は既に森林計画対象森林とされていること

森林吸収プロジェクト(R001～R003)の認証基準について② (CO2吸収量の永続性の担保に資する措置)

○市町村等による森林施業計画・森林経営計画の認定を受けていること。
(森林認証を受けてる森林についても森林施業計画・森林経営計画の認定が必要)

① 森林法の森林施業計画・森林経営計画



- ・森林法に基づいて市町村等により認定された計画
 - ・5年ごとに計画を更新
 - ・伐採・造林の届出書を提出
- (森林伐採後の確実な更新を担保し、炭素ストックを維持)

② 森林認証制度(+①)



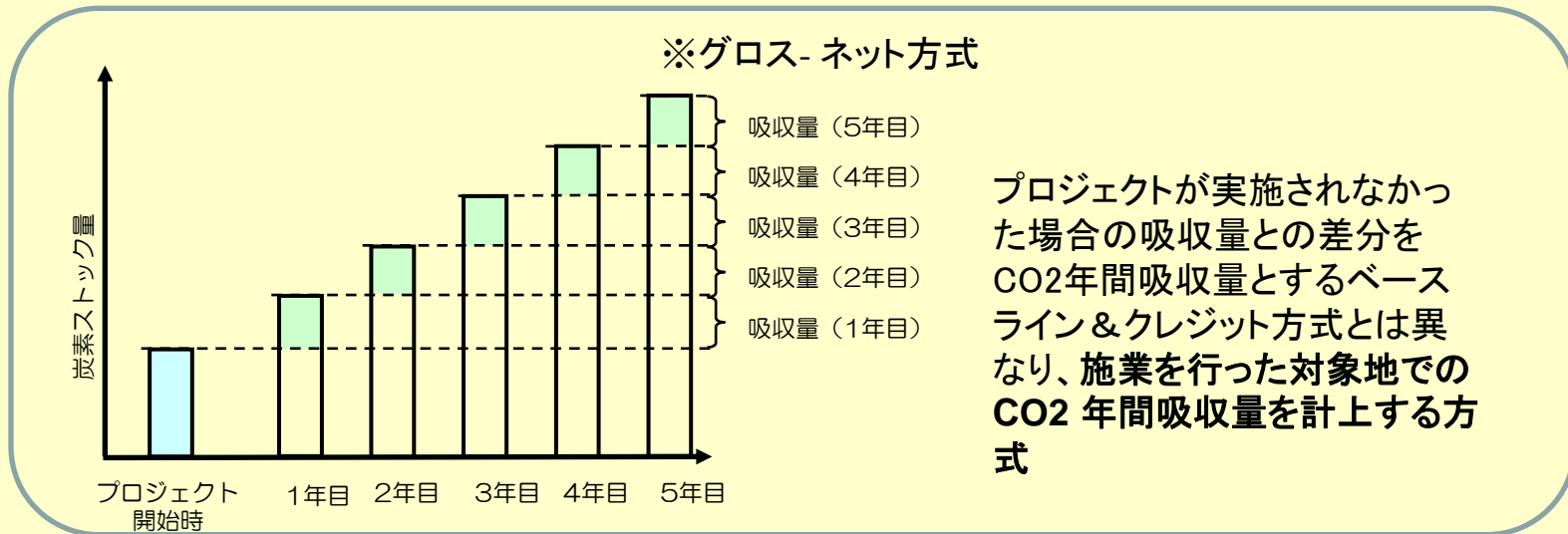
- ・第三者機関によって持続的な森林経営を認証
 - ・毎年の審査と継続的な認証の更新
- (森林伐採後の確実な更新を担保し、炭素ストックを維持)

○ CO2吸収量の永続性を担保するため、クレジット発行対象期間終了後10年が経過するまで以下の措置を講ずる

- ・本制度の事務局を務める気候変動対策認証センター(4CJ)が発行されるクレジットの3%を「バッファー管理口座」に確保・管理する
- ・毎年、4CJにおいて、統計等を用いて自然攪乱や土地転用等に伴うCO2吸収効果消失率を算定し、発行済みクレジットの累計値に乘じた量のクレジットをバッファー管理口座から無効化口座に移転することにより、制度全体で発行済みクレジットの有効性を担保
(ただし、プロジェクト対象地での自然攪乱や土地転用等によるCO2吸収効果消失量が個別に確認できた場合はこの限りではない)
- ・4CJがバッファー管理口座にクレジットを保持する等の年限は、吸収量を永続的に担保する観点、制度の実効性の観点、プロジェクト事業者の負担を軽減する観点から、クレジット発行対象期間終了(2012年)後10年とする
- ・不適切な主伐や土地転用により吸収量が失われたときの対応を別途定める約款に基づき講ずる

森林吸収クレジットの認証基準

○京都議定書でのCO₂吸収量の算定方法に準じ、「グロス-ネット方式」(※)を採用します



○持続可能な森林経営促進型プロジェクトでは主伐の実施に応じたCO₂排出量を減じます

○吸収量の算定に際しては、京都議定書に基づく吸収量の算定で用いている方法や係数を基本とします。
幹材積の年間成長量については、収穫表作成システムLYCS、文献・資料として公表され、かつ対象森林の特性を反映したことが第三者に確認された収穫予想表を使用して求めます。
対象森林の特性を反映していれば、実測により作成した収穫予想表の使用も可能です。

(クレジットの計算例)

間伐促進型で50haの面積(スギ)を毎年10haずつ間伐した場合…約60t-CO₂/年

持続可能な森林経営促進型で200haの面積(スギ)を適切に施業し、毎年2haの面積(スギ)を毎年主伐した場合…約120t-CO₂/年

※いずれも、各種パラメータを固定して計算していますので、実際のクレジット量はプロジェクトごとに異なります